相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市岡町南二丁目一一番地、最後の住所大阪市西淀川区佃三丁目一九番四号ミレナーヴェ二〇三号室

被相続人　亡　佐野木忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区井高野四丁目二一四番地、最後の住所大阪市東淀川区南江口三丁目二番六―二〇四号　被相続人　亡　青山　瞳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市岩倉町五〇番地、最後の住所広島市西区井口鈴が台三丁目一八番一二号

被相続人　亡　塚本　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

広島市西区井口鈴が台三丁目一八番一二号

相続財産管理人　弁護士　中原　良子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字四熊二九八四番地、最後の住所山口県周南市大字鹿野下五一三番地の一　被相続人　亡　小田　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

山口県周南市毛利町一丁目五番地の二松秀ビル四階

相続財産管理人　弁護士　石原詠美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町字西俣名六四一番地二最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　玉井池ヨネ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

徳島市徳島町三丁目五番地　ＷＩＳＤＯＭ徳島町一階

相続財産管理人　弁護士　白川　圖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区高羽字寺口一四番地、最後の住所不明　被相続人　亡　松岡ヤチヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

北九州市小倉南区東貫一丁目一〇番八号

相続財産管理人　吉原　英之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字西方三四八一番地、最後の住所福岡市東区大字志賀島一七二四番地一　被相続人　亡　中村　博春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日

福岡市中央区大手門一丁目五番一〇号

相続財産管理人　司法書士　髙松　めぐり

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ＦＡＮアライアンス　株式会社ＦＡＮアライアンス　東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年十月七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

株式会社ＦＡＮアライアンス

代表取締役　広瀬　元義

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 10 月 7 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東陽不動産　②埼玉県知事(14000421　③布川優　④埼玉県川口市幸町１－１－31　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県川口市幸町１－１－31　東陽不動産　布川優

①すみしん不動産株式会社　②国土交通大臣(7)3397　③代表取締役　阿賀俊文　④東京都中央区八重洲二丁目３番１号　廃止した従たる事務所　静岡県静岡市葵区紺屋町３－10　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲二丁目３番１号　すみしん不動産株式会社　代表取締役　阿賀俊文

①近畿共栄株式会社　②大阪府知事(1)54847　③㈱代表取締役　敷田和久　㈱代表取締役　大橋泰彦　④㈱大阪府大阪市淀川区西中島三丁目９番15号　旧大阪府大阪市阿倍野区天王寺町南一丁目１番10号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市淀川区西中島三丁目９番15号　近畿共栄株式会社　代表取締役　敷田和久

①生活協同組合連合会大学生協神戸事業連合　②兵庫県知事(4)第202996号　③理事長　井内善臣　④神戸市中央区宮本通７丁目１番13号　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦大阪市淀川区西宮原２丁目７番15号　生活協同組合連合会大学生協阪神事業連合　代表理事　寺尾善喜